	接続契約締結先		
	工事費負担金（円[税抜き]）		
事業実施工程（注１４）	設置工事開始予定日	年　月　日	
	系統連系予定日	年　月　日	
	運転開始予定日	年　月　日	□運転開始済み
	設備廃止予定日	年　月　日	
保守点検責任者	法人名（法人の場合）		
	責任者氏名		
	所属・役職（法人の場合）		
	電話番号		
	法人番号（法人の場合）		
保守点検及び維持管理計画（注１５）			□別紙あり
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注１６）			
廃棄等費用（注１７）	総額（円[税抜き]）		
	算定方法		
	積立開始時期	年　月	
	積立終了時期	年　月	
	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円）（注１８）			
自家消費等計画（注１９）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の比率	%	

遵守事項（注２０）	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２１）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】（注２２）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注２３）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２４）		
	②印鑑証明書（注２４）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２４）		
	④土地の取得を証する書類等（注２５）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２６）		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注２７）		
	⑦構造図（注２２）（注２３）		
	⑧配線図（注２８）		
	⑪接続の同意を証する書類の写し		
	⑫運転開始年月日等の証明書類（注２９）		
	⑬事業実施体制図（注３０）		
	⑭関係法令手続状況報告書（注３１）		
	⑮補助金確定通知書（注３２）		
	⑯その他１		
	⑰その他２		
	⑱その他３（注３３）		